

第 3 期（令和7年度～令和 11 年度）

湯川村子ども・子育て支援事業計画



令和 7 年 3 月
湯 川 村

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 現況と課題	3
1 湯川村の人口及び世帯の推移	3
2 湯川村の人口動態	5
3 教育・保育に関する状況	6
（1）保育所の状況	7
（2）幼稚園の状況	7
（3）小学校の状況	8
（4）児童クラブの推移	8
4 就業の状況	9
5 意向調査の結果の概要と分析	10
（1）保護者自身に対する調査結果の概要と分析	10
（2）保育や子育て支援事業・サービスに対する調査結果の概要と分析	11
（3）就学児の放課後の過ごし方についての調査結果の概要と分析	14
（4）子育てに関する相談体制、情報共有、環境等についての調査結果の概要と分析	15
（5）今後、村や教育・保育機関に期待することについての調査結果の概要と分析	17
6 第3期計画における主な課題	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念と基本方針	20
2 計画の体系	21
第4章 各種子育て施策の展開	22
【基本方針1】こどもの笑顔を育む支援の充実	22
【基本方針2】子育て家庭を支える環境の整備	25
【基本方針3】村民が支え合う子育て環境の充実	28

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	29
1 量の見込みの算出にあたって	29
（1）教育・保育提供区域の設定	29
（2）量の見込みの考え方	29
（3）人口推計	29
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	30
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	33

第6章 計画の推進 42

1 計画の推進体制	42
2 計画の進行管理	42

【資料編】 43

1 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定検討会議設置要綱	44
2 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定検討会議委員名簿	45
3 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定検討経過	46

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等、こどもに関する様々な施策を取り組むこととされ、それぞれの自治体において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施に向けた指針である「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが示されました。

本村においても、平成27年1月に「湯川村子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年2月には第2期計画を策定し、急速に高まる保育ニーズへの対応や、子育て環境に対する満足度の向上に向けた取組みを進めてきました。

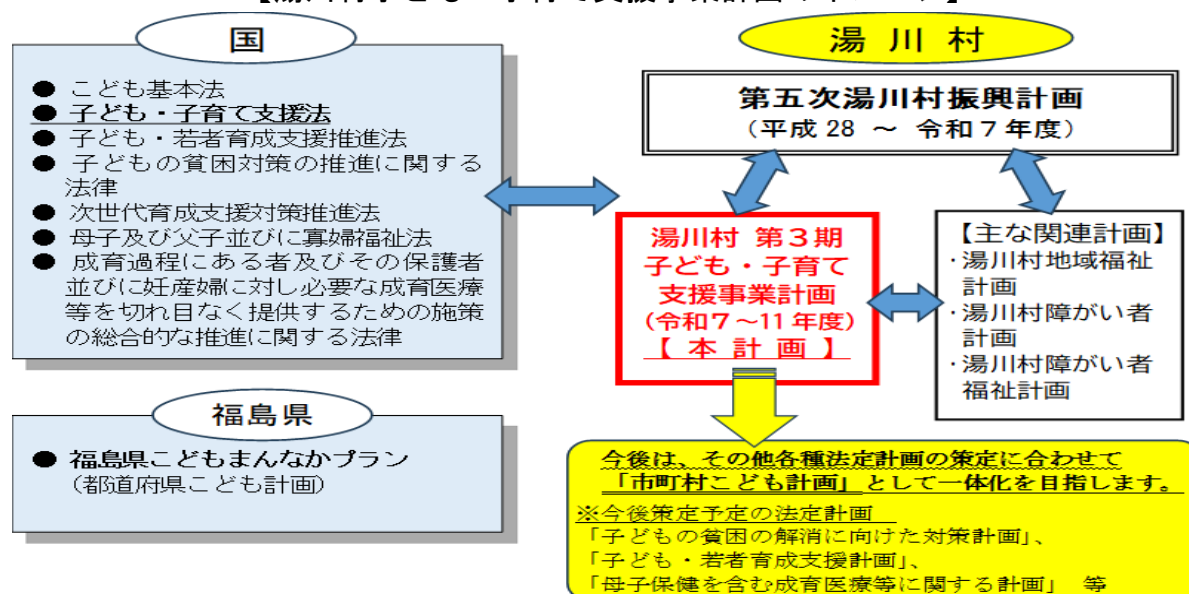
第2期計画期間中、国においては令和4年6月に「こども基本法」を制定し、令和5年4月には、こどもに関する福祉行政を一元的に担う「こども家庭庁」が設置されるとともに、令和5年12月にはこども施策の基本的な方針である「こども大綱」が閣議決定されるなど「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような状況の中、令和7年3月に第2期計画が期間満了となることから、国の動向や社会状況の変化、子育て世帯へのニーズ調査の結果やこれまでの取組みを踏まえ、新たに次の5年間を計画期間とした「第3期湯川村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定し、計画の策定にあたっては、本村の最上位計画である「第五次湯川村振興計画」や保健福祉関係計画、国や県の関係諸計画との連携・整合性を図るとともに、第2期計画の考え方や事業内容を引き継ぐものとします。

【湯川村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和7年度から令和11年度までの5年を1期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本村の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

【計画期間】

平成27年度 ～令和元年度	令和2年度 ～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第3期計画期間				
第1期計画期間	第2期計画期間	※必要に応じ計画内容の見直しを実施				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て世帯の実態や意向を把握するため、「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施し、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を本計画に反映することとします。

- ①調査目的 第3期湯川村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て家庭の就労状況や子育てに関する実情、保育サービスの現在の利用状況と今後のニーズ、地域住民の子育て支援に関する実態や意見・要望などを把握するため。
- ②調査対象 令和7年1月1日現在、本村在住の、未就学児、就学児（0歳から小学6年生）の保護者全員（全216名（171世帯））
- ③調査方法 郵送による調査票配付、郵送（返送）もしくはWEBによる回答
- ④調査実施期間 令和7年1月31日 ～ 令和7年2月19日（20日間）

⑤配付・回収の結果

調査対象者	配付数	有効回答数 (うちWEB回答数)	有効回答率
未就学児の保護者	99	50 (33)	50.5% (33.3%)
就学児童の保護者	117	53 (40)	45.3% (34.2%)
合 計	216	103 (73)	47.7% (33.8%)

第2章 現況と課題

1 湯川村の人口及び世帯の推移

令和6年4月1日現在の本村の総人口は、3,025人となっております。

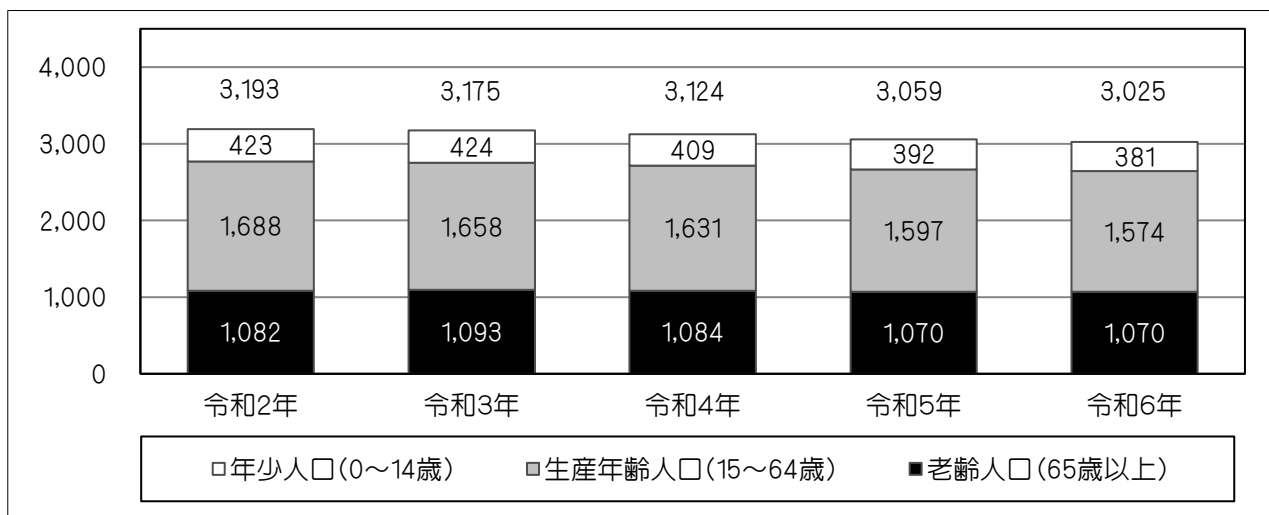
総人口についてみると、令和2年以降については年々減少しており、5年間で168名（5.3%）減少しております。

また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）について減少傾向となっており、また、高齢人口（65歳以上）については、横ばい状態となっており、総人口の約35%となっています。

年齢別人口構成をみると、男女ともに70～74歳が多くなっております。

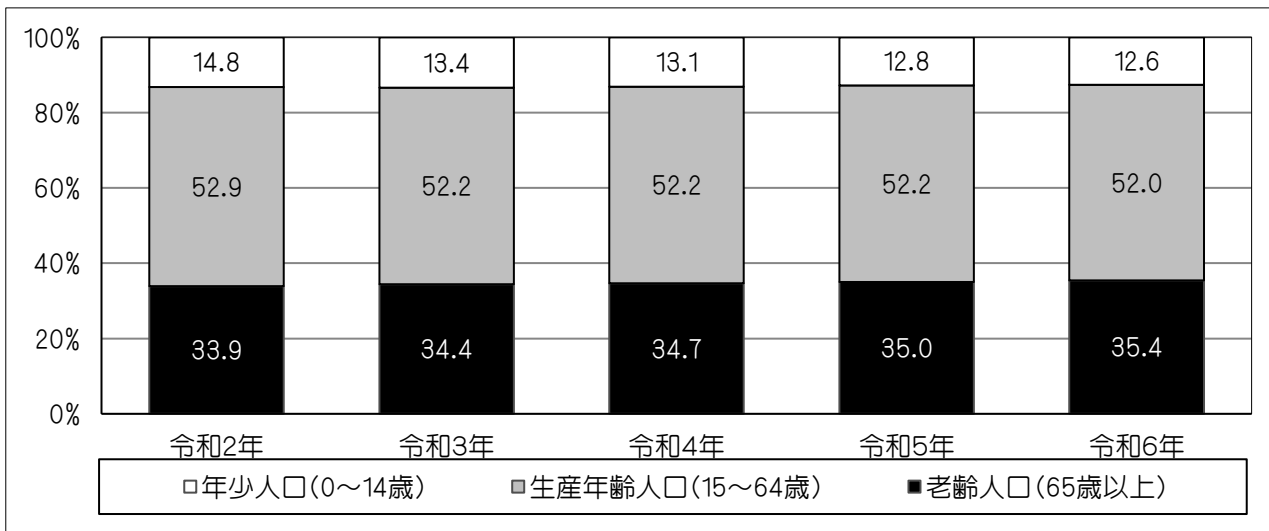
【総人口および年齢3区分別人口の推移】

（単位：人）



【年齢別3区分別人口の割合】

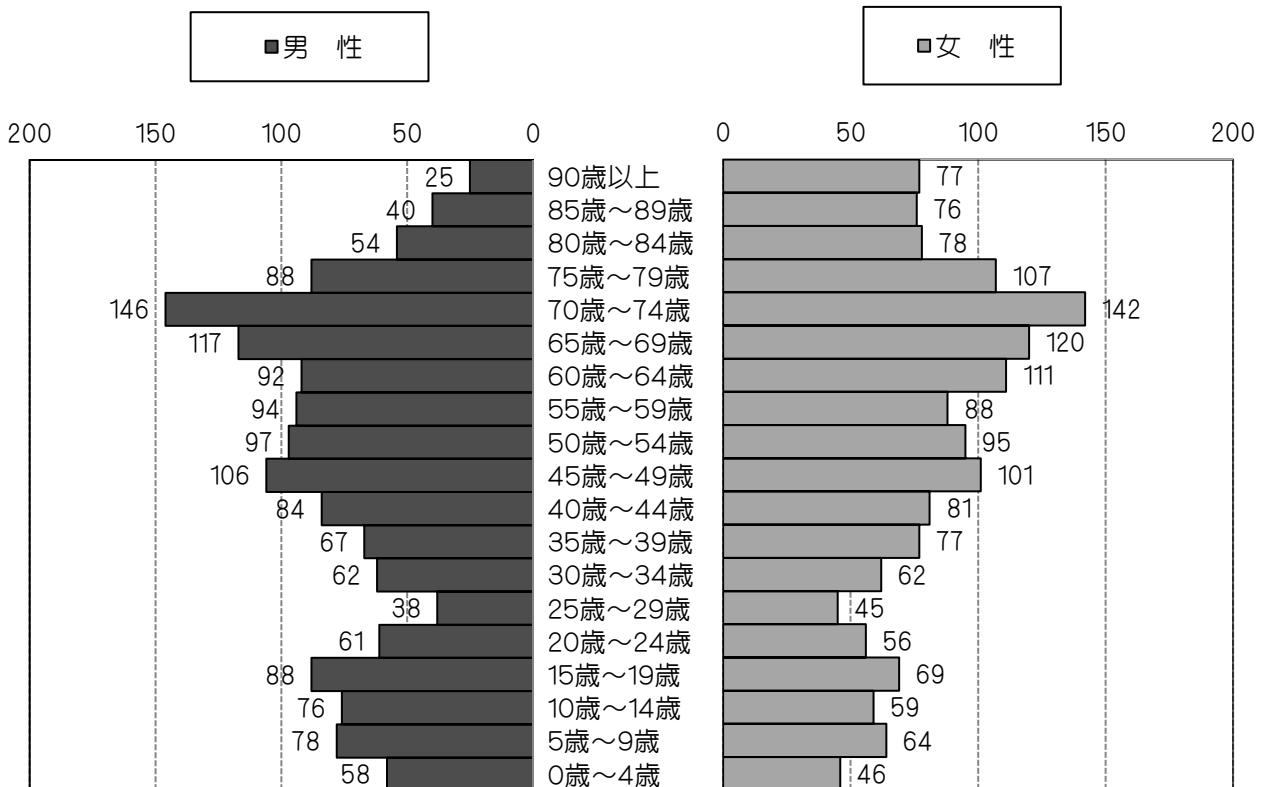
（単位：%）



※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢別人口構成】

(単位：人)

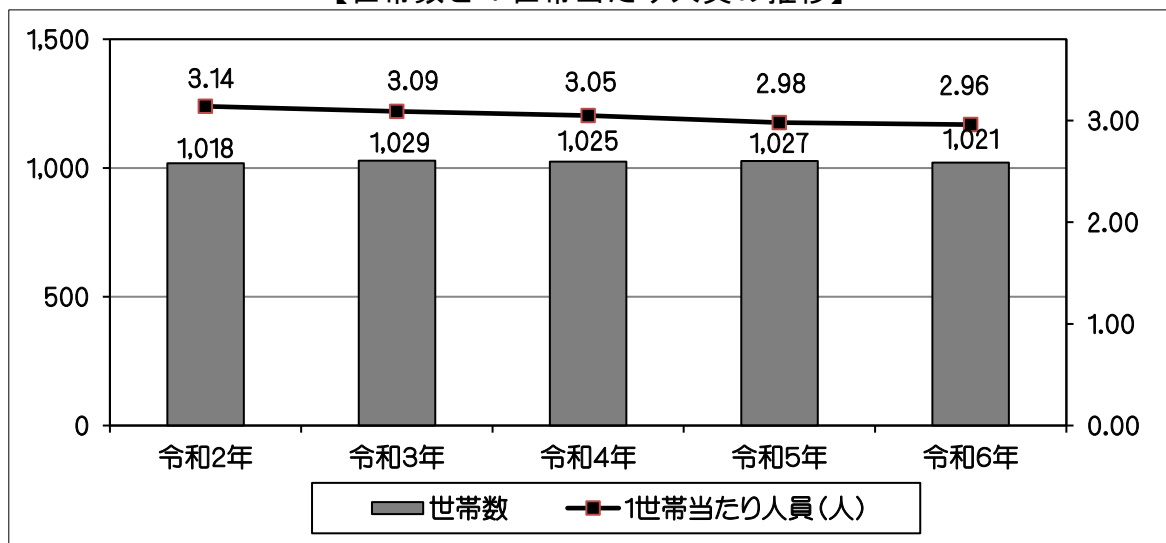


※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

世帯数については、新たな住宅団地の整備等により、各年によって増減はみられますが、近年は減少傾向となっております。

また、1世帯当たりの人口は、減少傾向となっておりますが、令和5年には、1世帯当たり3名を下回っており、核家族化が更に進行していることがわかります。

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



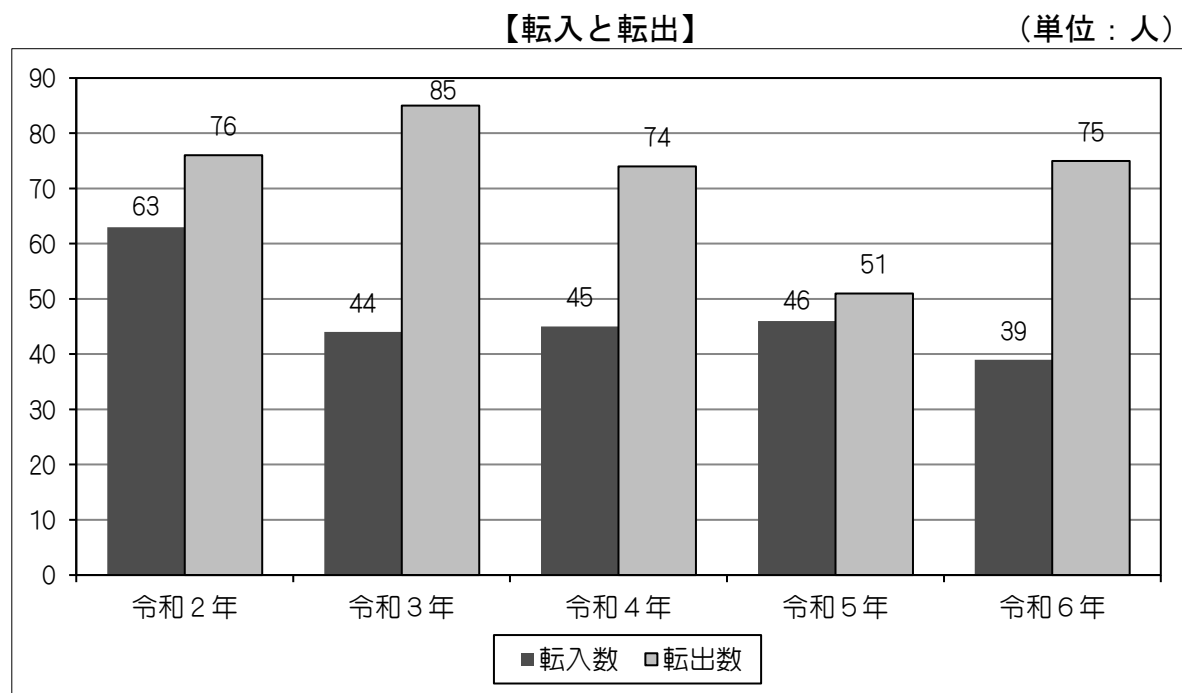
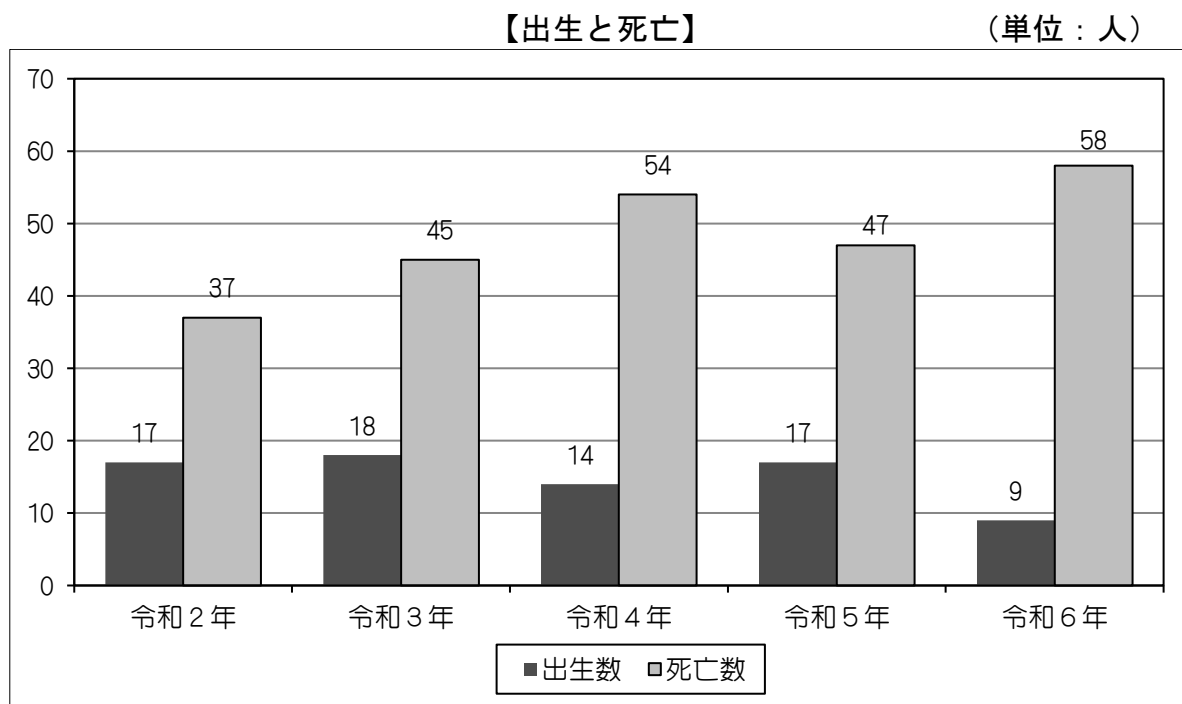
※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○国勢調査による核家族世帯数の推移

平成12年 297・平成17年 327・平成22年 367・平成27年 399・令和2年 508 世帯

2 湯川村の人口動態

令和2年から令和6年の人口動態をみると、社会動態では、転出数が転入数を毎年上回って推移しており社会減となっており、自然動態においても、毎年出生数に対し死亡数が大きく上回って推移しており大きく自然減となっています。



※資料：住民基本台帳（各年1月1日から12月31日）

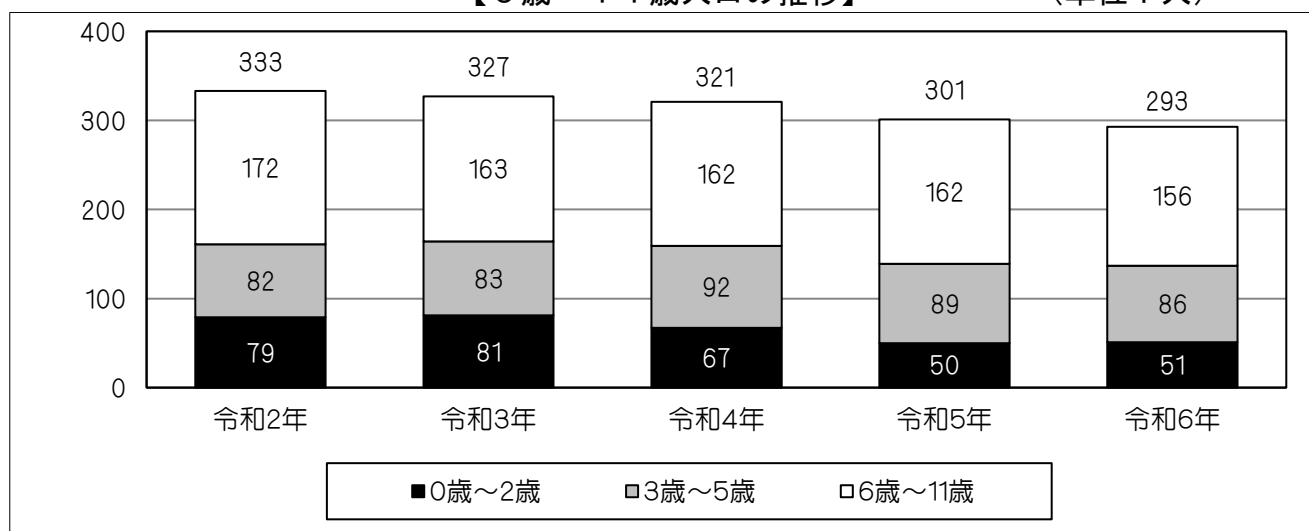
3 教育・保育に関する状況

0歳～11歳の人口推移についてみると、令和6年4月時点で293人となっており、令和2年から40名減少しております。全体では令和2年から毎年徐々に減少し、特に令和5年からは減少数が大きくなっています。内訳としては、0歳～2歳は増加がみられたものの令和5年で大きな減少となっており、3歳～5歳はほぼ横ばい、6歳から11歳については、減少傾向となっております。

就学前児童の状況については、令和6年4月時点で137人となっており、令和2年から24名減少しております。令和3年には3名増加しましたが、令和4年以降は減少傾向となっております。

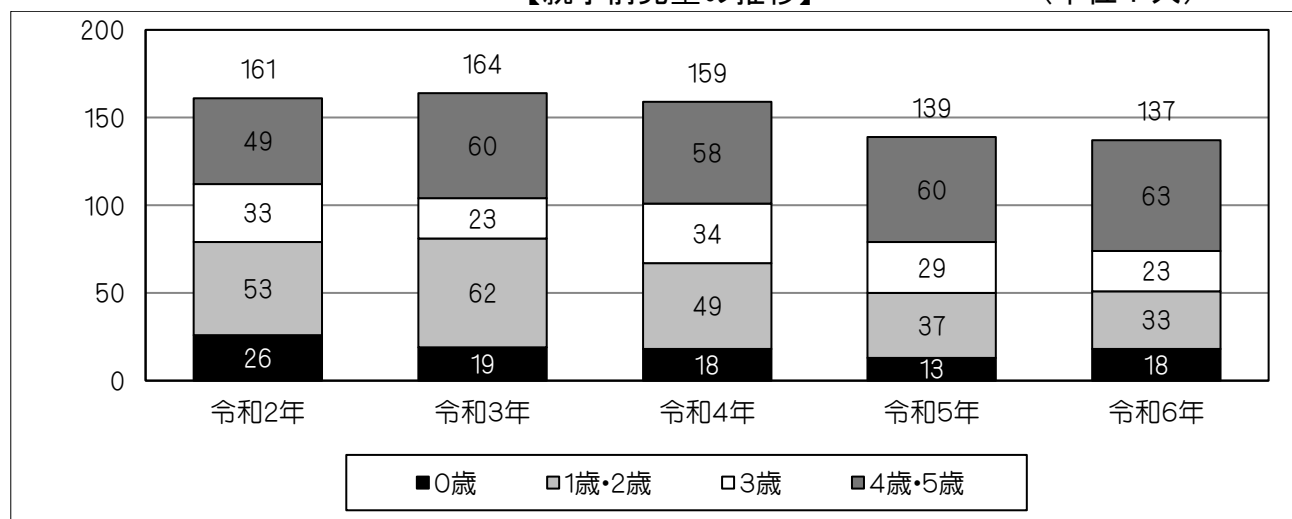
【0歳～11歳人口の推移】

(単位：人)



【就学前児童の推移】

(単位：人)



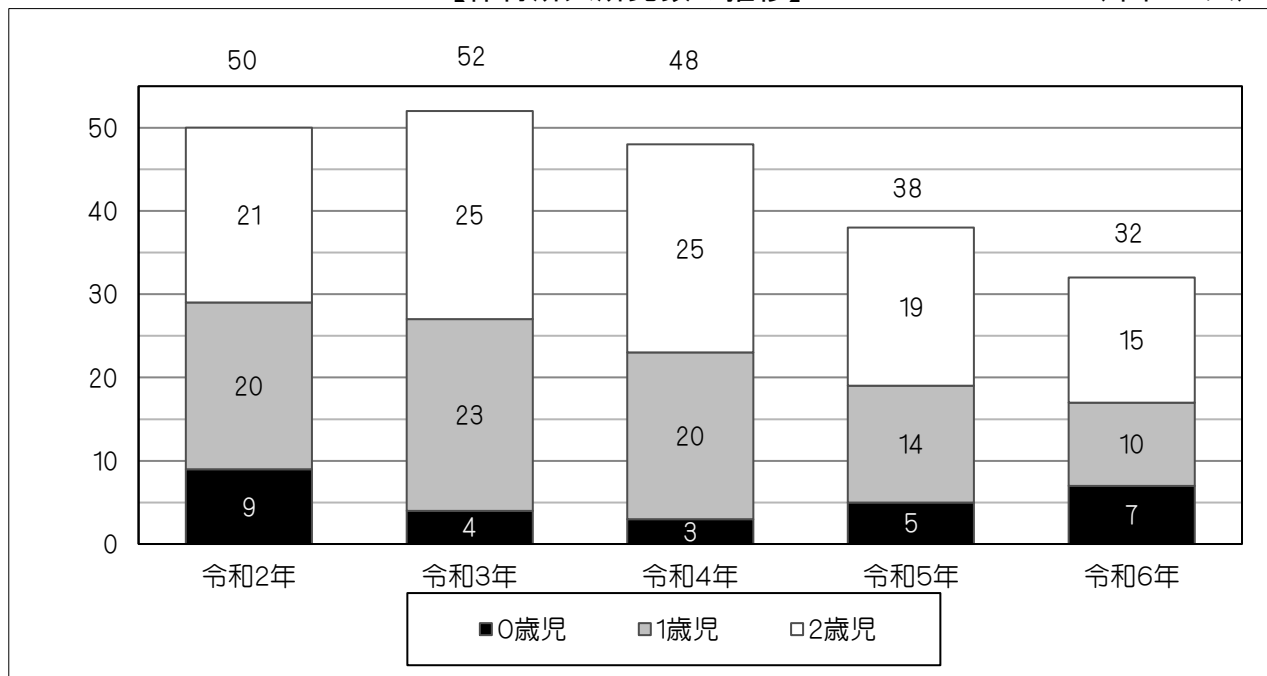
※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(1) 保育所の状況

保育所入所児の推移をみると、令和3年に増加がみられたものの、それ以降は減少傾向となっており。令和6年時点で入所児数が32人となっています。

【保育所入所児数の推移】

(単位：人)



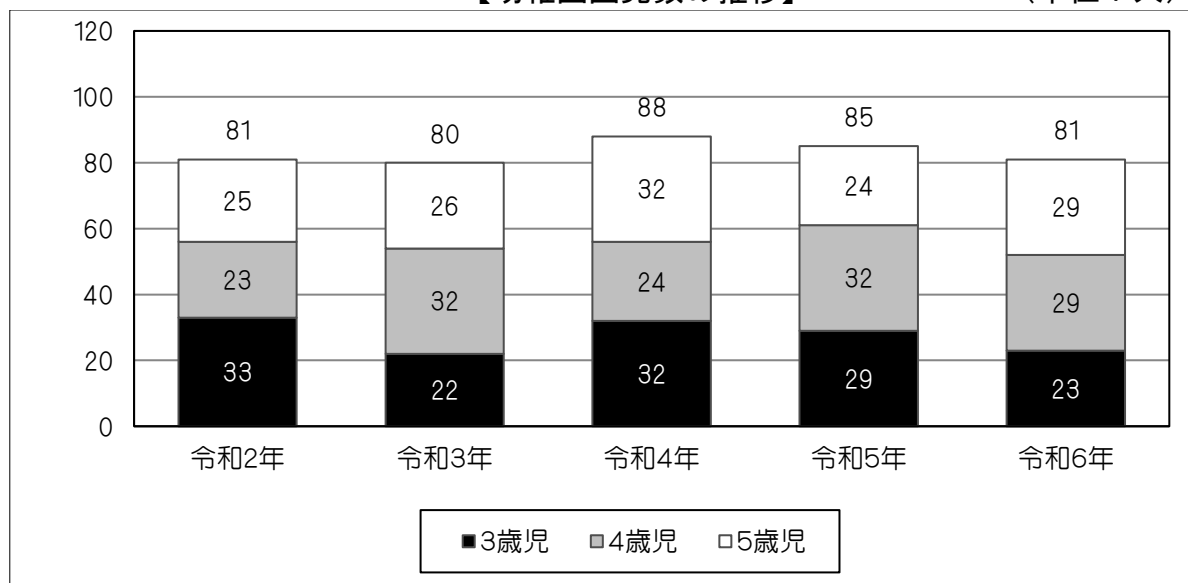
※資料：教育委員会資料（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

園児の推移についてみると、令和4年に一時増加しましたが、令和5年以降は減少傾向となっており、令和6年時点で園児数が81人となっています。

【幼稚園園児数の推移】

(単位：人)



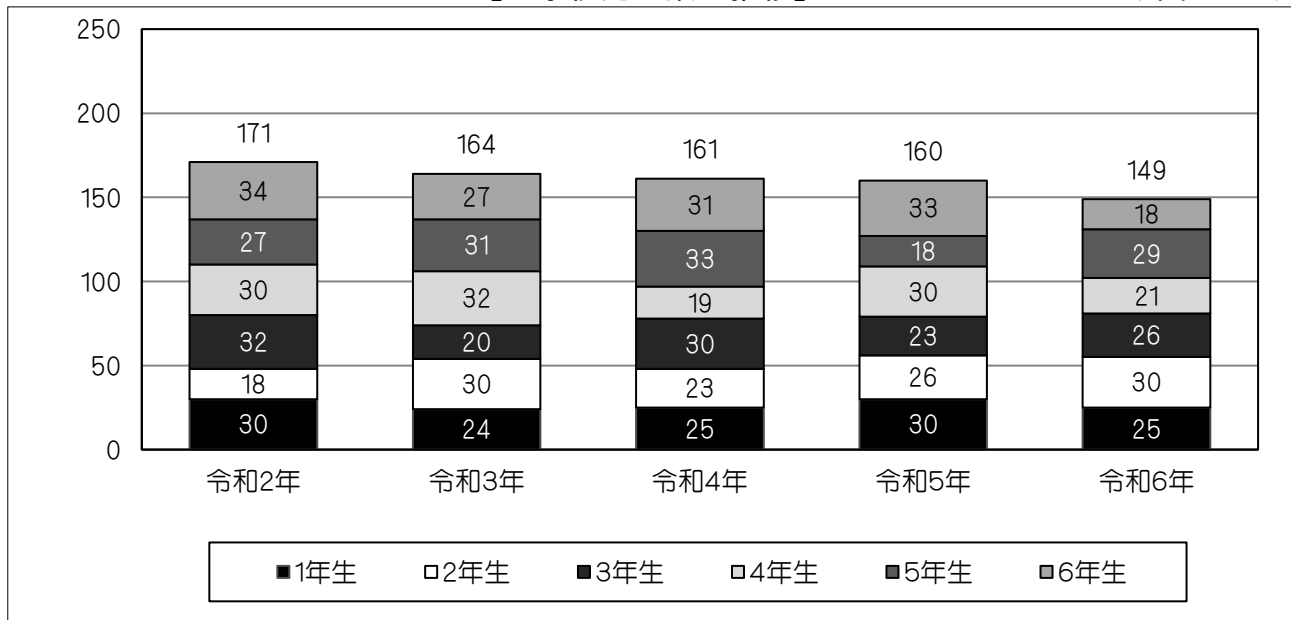
※資料：教育委員会資料（各年4月1日現在）

(3) 小学校の状況

児童の推移についてみると、令和2年から令和6年まで毎年減少しており、5年間で22名の減となっています。特に近年は大きく減少傾向となっており、令和6年時点で生徒数は149人となっています。

【小学校児童数の推移】

(単位：人)



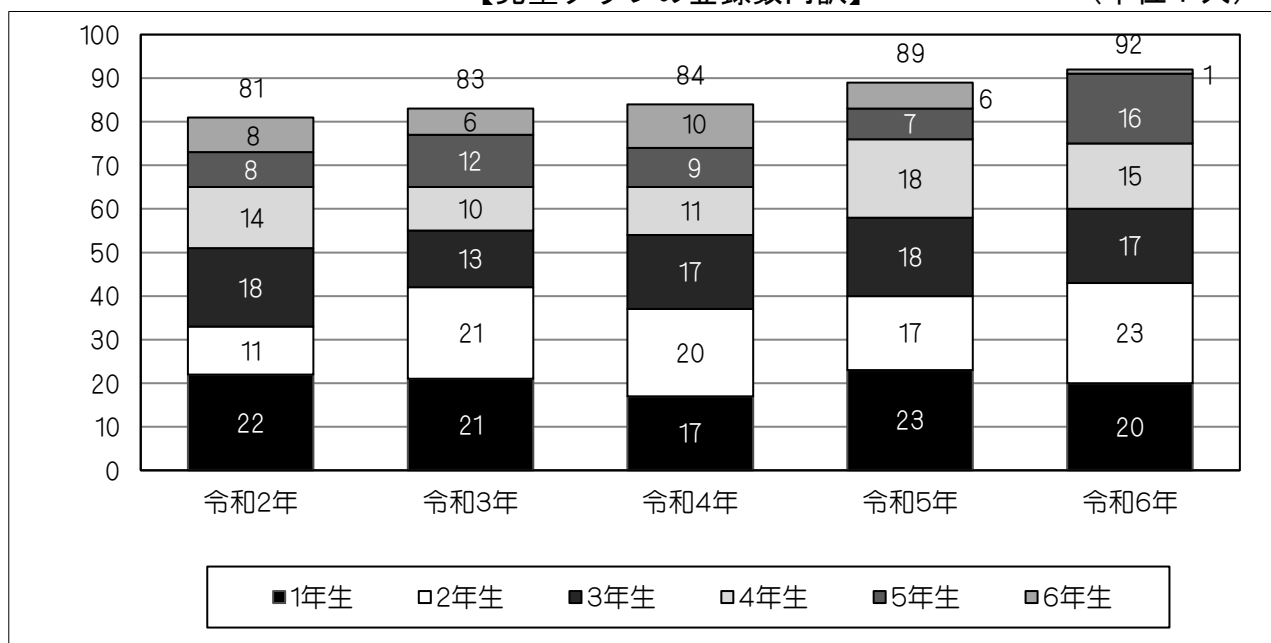
※資料：教育委員会資料（各年4月1日現在）

(4) 児童クラブの推移

児童クラブの登録数については、令和2年から令和6年にかけて増加傾向となっており、令和6年4月時点で92人となっています。特に1年生から3年生の登録割合が大きく、令和6年では登録者数60人で割合は全体の65%となっています。

【児童クラブの登録数内訳】

(単位：人)

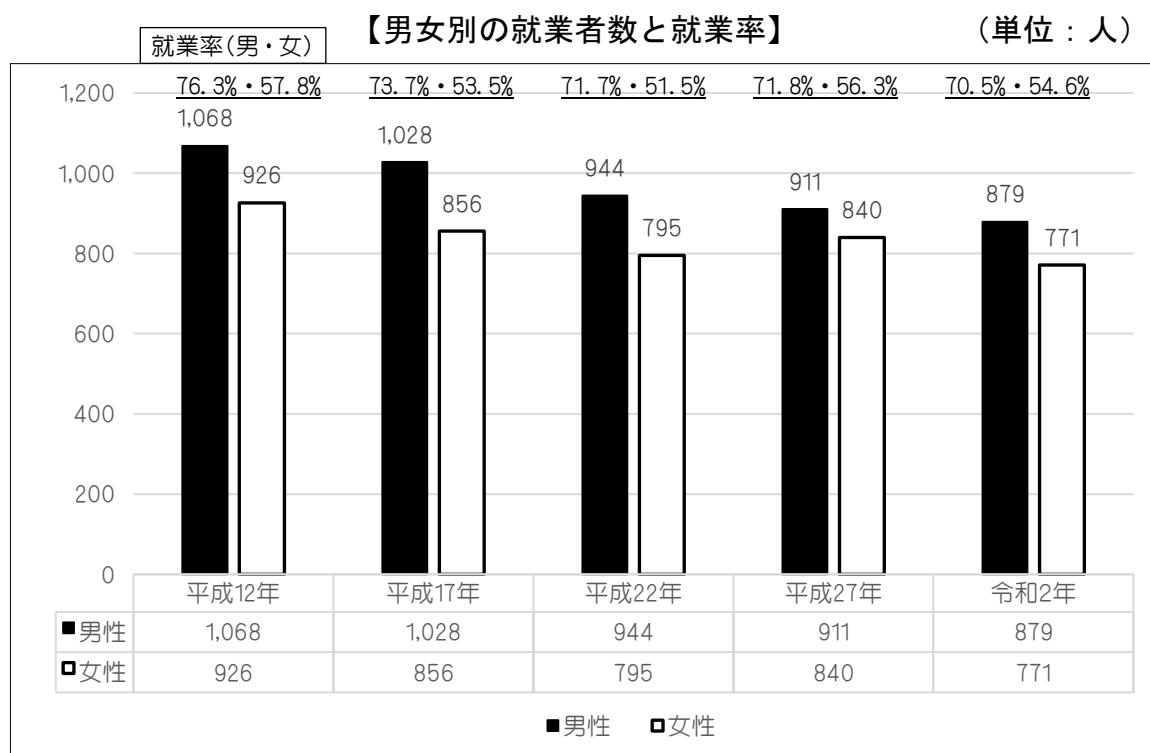


※資料：教育委員会資料（各年4月1日現在）

4 就業の状況

本村の就業者割合（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、人口全体の減少傾向に伴い、男性女性とも減少傾向にあり、令和2年の男性就業者は879人、女性就業者数は771人となっています。

また、就業率については、男性は減少傾向となっていますが、女性は平成27年に大きく増加しており、令和2年の男性就業率は70.5%、女性就業率は54.6%と、男女の就業者及び就業率の差は年々縮小してきている状況です。



※資料：国勢調査

また、本村のこどものいる女性の就業率は、令和2年に77.7%となっており、平成27年の79.4%から1.7ポイント下降していますが、国や福島県との比較においては依然として高い割合となっております。

	平成27年	令和2年
湯川村	79.4%	77.7%
福島県	61.3%	62.1%
全国	55.9%	58.1%

※資料：国勢調査の「夫婦がいる一般世帯」において「こどもあり」の世帯数における「妻が就業者」の割合により算出

5 意向調査の結果の概要と分析

(1) 保護者自身に対する調査結果の概要と分析

○「就労状況」については、母親、父親とも「就労している（フルタイム・フルタイム以外）」と回答した方が「無回答」を除くとほぼ9割以上となっており、子育て世帯においても就労意欲が非常に高いため、共働き世帯に対するサポート体制の更なる充実が求められていると分析されます。

○現在の「母親」の就労状況について（未就学児・就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）	43	52.4%
(2) フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中）	1	1.2%
(3) フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）	17	20.7%
(4) フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中）	2	2.4%
(5) 以前は就労していたが、現在は就労していない	4	4.9%
(6) これまでに就労したことがない	0	0.0%
無回答	15	18.3%
計	82	100.0%

○現在の「父親」の就労状況について（未就学児・就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）	63	76.8%
(2) フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中）	0	0.0%
(3) フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）	0	0.0%
(4) フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中）	0	0.0%
(5) 以前は就労していたが、現在は就労していない	0	0.0%
(6) これまでに就労したことがない	0	0.0%
無回答	19	23.2%
計	82	100.0%

○「育児休暇の取得状況」については、母親で約7割、父親でも約2割の方が取得しており、夫婦としての子育てに対する関心の高さがうかがえます。

○母親の育児休業の取得状況（未就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) 働いていなかった	7	14.0%
(2) 取得した（取得中である）	35	70.0%
(3) 取得していない	2	4.0%
無回答	6	12.0%
計	50	100.0%

○父親の育児休業の取得状況（未就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) 働いていなかった	0	0.0%
(2) 取得した（取得中である）	9	18.0%
(3) 取得していない	31	62.0%
無回答	10	20.0%
計	50	100.0%

- 「育児休暇の取得後の職場復帰」については、母親で約7割、父親では10割の方が職場に復帰しており、特に復帰の理由としては、「経済的な面で心配なので」という理由が多くあったため、育児に対する更なる経済的な支援についても、大きな期待がされていると分析されます。

○母親の育児休業取得後の職場復帰について（未就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) 育児休業取得後、職場に復帰した	32	64.0%
(2) 現在も育児休業中である（対象のお子さんの下のお子さんにかかる産休・育休を連続して取得した場合も含む）	2	4.0%
(3) 育児休業中に離職した	3	6.0%
無回答	13	26.0%
計	50	100.0%

○父親の育児休業取得後の職場復帰について（未就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) 育児休業取得後、職場に復帰した	10	100.0%
(2) 現在も育児休業中である（対象のお子さんの下のお子さんにかかる産休・育休を連続して取得した場合も含む）	0	0.0%
(3) 育児休業中に離職した	0	0.0%
無回答	10	100.0%

（２）保育や子育て支援事業・サービスに対する調査結果の概要と分析

- 「現在利用している、利用したい幼稚園・保育所の場所」については、約8割以上が湯川村内の幼稚園・保育所と回答しており、多くの方が地元の教育、保育施設の利用に対して期待しているのがうかがえます。

○現在利用している幼稚園・保育所（園）等の場所（未就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) ゆがわ幼稚園	30	52.6%
(2) 湯川村保育所	21	36.8%
(3) 村外の保育	0	0.0%
(4) 村外の幼稚園	0	0.0%
(5) その他	2	3.5%
(6) いずれも利用していない（家庭で子どもをみている、など）	4	7.0%
無回答	0	0.0%
計	57	100.0%

○（現在利用している利用していないにかかわらず） 利用したい幼稚園・保育所（園）等の場所（未就学児保護者）		
	回答数	構成比
(1) ゆがわ幼稚園	41	47.1%
(2) 湯川村保育所	34	39.1%
(3) 村外の保育所	4	4.6%
(4) 村外の幼稚園	5	5.7%
(5) その他	2	2.3%
(6) 利用希望はない（小学校入学まで家庭で子どもをみる、など）	1	1.1%
無回答	0	0.0%
計	87	100.0%

- 「土・日・祝日の幼稚園・保育所の利用希望」については、希望する・希望しない方で、それぞれほぼ半分の割合となっておりますが、「長期休暇中の幼稚園・保育所の利用希望」においては、無回答を除くと、ほとんどの方が希望しており、引き続き長期休暇中の教育、保育サービスは必要だと考えられます。

○土曜日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所等）の利用希望（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用する必要はない	25	50.0%
(2) ほぼ毎週利用したい	6	12.0%
(3) 月に1～2回は利用したい	18	36.0%
無回答	1	2.0%
計	50	100.0%

○日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所等）の利用希望（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用する必要はない	33	66.0%
(2) ほぼ毎週利用したい	2	4.0%
(3) 月に1～2回は利用したい	14	28.0%
無回答	1	2.0%
計	50	100.0%

○夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業（幼稚園・保育所等）の利用希望（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用する必要はない	5	10.0%
(2) 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	22	44.0%
(3) 休みの期間中、週に数日利用したい	3	6.0%
無回答	20	40.0%
計	50	100.0%

- 「一時預かり保育の利用希望」については、約7割の方が何らかの理由で利用を希望すると回答しており、本事業の充実が求められるところです。

○不定期の就労、親の通院、私用等の目的で不定期に現在利用している事業（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 幼稚園・認定こども園等の預かり保育	7	14.0%
(2) 村外の一時的預かりサービスやファミリー・サポート・センター	0	0.0%
(3) その他	2	4.0%
(4) 利用していない	39	78.0%
無回答	2	4.0%
計	50	100.0%

○一時預かり保育事業等の利用意向（利用希望・利用目的）（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 不定期の就労	13	21.3%
(2) 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等	15	24.6%
(3) 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	8	13.1%
(4) その他	2	3.3%
(5) 利用する必要はない	21	34.4%
無回答	2	3.3%
計	61	100.0%

○令和8年度から制度が義務化される予定の「こども誰でも通園制度」についても、5割以上の方が利用したいと回答しており、この新たな制度に期待が寄せられていると分析できます。

○保護者が仕事をしていなくても月の一定時間までこどもを保育園等に時間単位で預けられる「こども誰でも通園制度」の利用意向（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用したい	26	52.0%
(2) 利用したいと思わない	8	16.0%
(3) わからない	15	30.0%
無回答	1	2.0%
計	50	100.0%

○「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）」については、村外での利用者が2割近くおり、今後利用したいと回答している方も約5割となっているため、今後は、村内での事業実施に向けて、施設整備等も含め検討していかなければならないと考えられます。

○村外で実施している地域子育て支援拠点事業など（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で「子育て支援センター」とも呼ばれています。）の利用状況（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 村外の「地域子育て支援拠点事業」等を利用している。	9	18.0%
(2) 利用していない	41	82.0%
無回答	0	0.0%
計	50	100.0%

※ 会津若松市3、喜多方市3、会津坂下町4、会津美里町1、郡山市1で利用

○「地域子育て支援拠点事業」について、今後、湯川村で実施する場合の利用意向（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 今は利用していないが、利用したい	20	40.0%
(2) すでに（村外で）利用しているが、今後利用日数を増やしたい	7	14.0%
(3) 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	22	44.0%
無回答	1	2.0%
計	50	100.0%

○「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」や「病児保育事業」については、7割近くが現在のところ利用する必要はないという回答となっていますが、今後、利用希望者が増えていくことも想定されるため、事業の実施体制を検討していく必要があると考えられます。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用希望（利用希望・利用目的）（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 冠婚葬祭	1	1.9%
(2) 保護者や家族の育児疲れ・不安	6	11.3%
(3) 保護者や家族の病気	7	13.2%
(4) その他	2	3.8%
(5) 利用する必要はない	36	67.9%
無回答	1	1.9%
計	53	100.0%

○病児保育事業の利用意向（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 病児保育施設等を利用したい	17	26.2%
(2) 利用したいとは思わない	40	61.5%
無回答	8	12.3%
計	65	100.0%

（３）就学児の放課後の過ごし方についての調査結果の概要と分析

○「現在の放課後の過ごし方」については、「自宅」が４割以上と一番高く、次いで「放課後児童クラブ」となっていますが、未就学児の保護者も含めた希望においては、自宅と放課後児童クラブがほぼ半々となっており、意見として「場所が学校から遠い」等の利用者の意見も出ているため、放課後児童クラブの更なる充実が求められるところであります。

○現在の放課後の過ごし方（就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 自宅	33	42.9%
(2) 祖父母宅や友人・知人宅	5	6.5%
(3) 習い事（ピアノ教室、スポ少、学習塾など）	8	10.4%
(4) 放課後児童クラブ（共働き等世帯の子どもを預かるクラブ）	27	35.1%
(5) その他	0	0.0%
無回答	4	5.2%
計	77	100.0%

○小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 自宅	27	25.2%
(2) 祖父母宅や友人・知人宅	7	6.5%
(3) 習い事（ピアノ教室、スポ少、学習塾など）	9	8.4%
(4) 放課後児童クラブ（共働き等世帯の子どもを預かるクラブ）	37	34.6%
(5) その他	0	0.0%
無回答	27	25.2%
計	107	100.0%

○小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 自宅	35	31.5%
(2) 祖父母宅や友人・知人宅	6	5.4%
(3) 習い事（ピアノ教室、スポ少、学習塾など）	10	9.0%
(4) 放課後児童クラブ（共働き等世帯の子どもを預かるクラブ）	30	27.0%
(5) その他	0	0.0%
無回答	30	27.0%
計	111	100.0%

○土曜日の放課後児童クラブの利用希望（未就学児保・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用する必要はない	26	35.1%
(2) 低学年（1～3年）の間は利用したいほぼ毎週利用したい	5	6.8%
(3) 低学年（1～3年）の間は利用したい月に1～2回は利用したい	3	4.1%
(4) 高学年（4～6年）も利用したい ほぼ毎週利用したい	10	13.5%
(5) 高学年（4～6年）も利用したい月に1～2回は利用したい	3	4.1%
無回答	27	36.5%
計	74	100.0%

○日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用する必要はない	25	30.1%
(2) 低学年（1～3年）の間は利用したいほぼ毎週利用したい	2	2.4%
(3) 低学年（1～3年）の間は利用したい月に1～2回は利用したい	4	4.8%
(4) 高学年（4～6年）も利用したい ほぼ毎週利用したい	1	1.2%
(5) 高学年（4～6年）も利用したい月に1～2回は利用したい	3	3.6%
無回答	48	57.8%
計	83	100.0%

○長期の休暇期間中（夏休み・冬休み等）の放課後児童クラブの利用希望（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 利用する必要はない	17	17.5%
(2) 低学年（1～3年）の間は利用したい休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	19	19.6%
(3) 低学年（1～3年）の間は利用したい休みの期間中、週に数回利用したい	7	7.2%
(4) 高学年（4～6年）になっても利用したい休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	15	15.5%
(5) 高学年（4～6年）になっても利用したい休みの期間中、週に数回利用したい	12	12.4%
無回答	27	27.8%
計	97	100.0%

（４）子育てに関する相談体制、情報共有、環境等についての調査結果の概要と分析

○「子育ての相談先」等については、配偶者や父母等の親族が1番多く、次いで友人知人、保育所・幼稚園・小学校・役場等となっており、今後は行政における専門の相談員の配置等の充実についても検討していかなければならないと考えられます。

○子育てに関する悩みをだれに、どのような機関に相談しているか（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 配偶者	57	24.5%
(2) 父母・祖父母等の親族	45	19.3%
(3) 友人（子育て中の仲間など）や知人	31	13.3%
(4) 近所の人（子育て経験者など）	11	4.7%
(5) 保育所（園）、幼稚園、認定こども園	20	8.6%
(6) 小学校	11	4.7%
(7) 放課後児童クラブ	2	0.9%
(8) 子育てサークルの仲間	1	0.4%
(9) 民生委員・児童委員	3	1.3%
(10) 子育て支援センター	4	1.7%
(11) 医療機関（かかりつけの医師など）	11	4.7%
(12) 役場の子育て関連担当窓口	1	0.4%
(13) 保健センター	17	7.3%
(14) 親子のためのSNS相談	0	0.0%
(15) その他	3	1.3%
(16) 相談すべきことはない	1	0.4%
(17) 相談すべき人がいない	0	0.0%
無回答	15	6.4%
計	233	100.0%

○子育てで不安や悩みを感じたときに、よかったと思う相談先や、どのような相談先があればよいと思うか（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 身近で気軽に相談できる施設	34	27.4%
(2) 子育て中の保護者同士で気軽に話せる場	17	13.7%
(3) 匿名で電話相談できる窓口	4	3.2%
(4) 匿名で相談できるメールやLINE相談	10	8.1%
(5) 子育て経験者による子育て相談	6	4.8%
(6) 専門的な相談ができる相談窓口	17	13.7%
(7) 家庭に訪問して行う相談	4	3.2%
(8) その他	3	2.4%
(9) 特に必要ない	14	11.3%
無回答	15	12.1%
計	124	100.0%

○「子育てサービス等の情報の入手先」等については、村の広報誌やホームページ、通っている保育施設等が多い回答となっていますが、情報の共有については十分に受け取れていないと回答している方も3割以上いるため、今後も更なる情報発信に努めていかなければならないと考えます。

○村内の相談窓口や子育て支援サービス利用に必要な手続き等の情報は、どのような手段で確認しているか（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 村のホームページ	13	10.4%
(2) 村の広報紙	29	23.2%
(3) 村の各種相談窓口	14	11.2%
(4) こどもが通っている幼稚園・保育施設等	24	19.2%
(5) 保護者同士の口コミ	13	10.4%
(6) その他	2	1.6%
(7) 特にない	14	11.2%
無回答	16	12.8%
計	125	100.0%

○村からの子育てに関する情報を十分に受け取ることができているか（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 十分である	5	6.1%
(2) まあ十分である	35	42.7%
(3) やや不十分である	19	23.2%
(4) 不十分である	7	8.5%
無回答	16	19.5%
計	82	100.0%

○「子育ての環境」等については、約半数以上の方が「地域や社会に支えられていると感じる。」と回答しており、「子どもの世話や看病で頼れる方がいる」と回答した方も7割以上おりますが、「地域の中での遊びや体験活動の機会の場所」については、半数近くの方が不十分であると回答しており、子育て環境の構築についても検討していかなければならないと考えられます。

○自身の子育てが、地域の人や社会に支えられていると感じるか
(未就学児・就学児保護者)

	回答数	構成比
(1) 感じる	19	23.2%
(2) やや感じる	23	28.0%
(3) あまり感じない	10	12.2%
(4) 感じない	3	3.7%
無回答	27	32.9%
計	82	100.0%

○日頃、お子さんのお世話や看病について頼れる人について
(未就学児・就学児保護者)

	回答数	構成比
(1) 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	34	37.8%
(2) 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	28	31.1%
(3) 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	1	1.1%
(4) 緊急時もしくは用事の際に子どもを見てもらえる友人・知人がいる	0	0.0%
(5) その他	1	1.1%
(6) いずれもない	11	12.2%
無回答	15	16.7%
計	90	100.0%

○地域の中で子どもの遊びや体験活動の機会の場が十分にあると感じるか
(未就学児・就学児保護者)

	回答数	構成比
(1) 感じる	5	6.1%
(2) やや感じる	22	26.8%
(3) あまり感じない	36	43.9%
(4) 感じない	4	4.9%
無回答	15	18.3%
計	82	100.0%

(5) 今後、村や教育・保育機関に期待することについての調査結果の概要と分析

- 「保育所・幼稚園に期待することは」については、「幼児期にふさわしい遊びや集団生活」の回答が最も多く、次いで「子どもの学ぶ力を伸ばす教育」、「様々な行事による地域との交流や体験活動の充実」、「基本的な生活習慣を身につける」の回答順位でした。
- 「小学校に期待することは」については、「基礎学力の定着や伸ばすべき学力の指導強化」の回答が最も多く、次いで、「いじめのない学級・学校づくりの推進」、「英語教育の強化」、「クラブ活動や部活動の充実」の回答順位でした。
- 「湯川村の子育て環境充実のため今後どのようなことが重要か」については、「保育料・授業料など経済支援の充実」の回答が最も多く、次いで、「子育てに関する相談体制の充実」、「一時預かりや子育て短期支援事業など緊急的・一時的な預かり体制の充実」、「犯罪や事故から子どもを守るための取り組みの充実」の回答順位でした。

○幼稚園、保育所にどのようなことを期待するか（未就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 幼児期にふさわしい遊びや集団生活	39	26.4%
(2) 子どもの学ぶ力を伸ばす教育	24	16.2%
(3) 小学校へスムーズに移行するための教育	13	8.8%
(4) 様々な行事による地域との交流や体験活動の充実	19	12.8%
(5) 保育士・幼稚園教諭の専門性・指導力向上	3	2.0%
(6) 子育てについての相談体制	1	0.7%
(7) 保護者の家庭生活等に関する相談体制	1	0.7%
(8) 保護者のつながりを広げる場	2	1.4%
(9) 給食を通じた食育の推進	15	10.1%
(10) 基本的な生活習慣を身につける	19	12.8%
(11) 園からの情報の積極的な発信	0	0.0%
(12) 保育園・幼稚園施設、設備の充実	4	2.7%
(13) 英語を取り入れた幼児教育	7	4.7%
(14) その他	1	0.7%
無回答	0	0.0%
計	148	100.0%

○湯川村の小学校にどのようなことを期待するか（未就学児・就学児保護者）

	回答数	構成比
(1) 基礎学力の定着や伸ばすべき学力の指導強化	47	22.5%
(2) 英語教育の強化	26	12.4%
(3) ICT活用教育（タブレット・電子黒板など）の充実	10	4.8%
(4) クラブ活動や部活動の充実	12	5.7%
(5) 進路指導やキャリア教育の強化	5	2.4%
(6) 児童・生徒と教員とのコミュニケーション強化	9	4.3%
(7) いじめのない学級、学校づくりの推進	30	14.4%
(8) 給食を通じた食育の推進	9	4.3%
(9) 基本的な生活習慣の指導強化	11	5.3%
(10) 家庭教育（家庭学習、しつけなど）の相談	2	1.0%
(11) 学校情報の積極的な発信	1	0.5%
(12) 教員の指導力向上	5	2.4%
(13) 地域学習や地域行事への参加	3	1.4%
(14) 防犯対策の強化	6	2.9%
(15) 読書活動の推進や学校図書館の活用	4	1.9%
(16) 教育施設、設備の充実	7	3.3%
(17) 放射線教育の推進	0	0.0%
(18) 郷土愛を育む教育の推進	4	1.9%
(19) その他	3	1.4%
無回答	15	7.2%
計	209	100.0%

○湯川村の子育て環境充実のため今後どのようなことが重要だと思うか
(未就学児・就学児保護者)

	回答数	構成比
(1) 子育てに関する相談体制の充実	18	8.7%
(2) 情報提供の充実	11	5.3%
(3) 親子・親同士の交流の場の充実	11	5.3%
(4) 家庭の教育力向上のための学習機会の充実	11	5.3%
(5) 母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問等の充実	9	4.3%
(6) 安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実	12	5.8%
(7) 放課後児童クラブの充実	12	5.8%
(8) 児童虐待やいじめ等に対する対策の充実	14	6.7%
(9) 障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実	5	2.4%
(10) ひとり親家庭に対する相談や生活支援の充実	4	1.9%
(11) 保育料・授業料など経済支援の充実	26	12.5%
(12) 家庭で保育する世帯へのサポート支援の充実	6	2.9%
(13) 一時預かりや子育て短期支援事業など緊急的・一時的な預かり体制の充実	18	8.7%
(14) 仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発	12	5.8%
(15) 親子トイレ・授乳コーナーの設置等、子どもにやさしい環境整備の充実	4	1.9%
(16) 犯罪や事故から子どもを守るための取り組みの充実	18	8.7%
(17) その他	2	1.0%
無回答	15	7.2%
計	208	100.0%

6 第3期計画における主な課題

こどもや家庭を取り巻く環境の変化や、湯川村子育て支援に関する意向調査の結果、既存事業の実施状況などから、地域で家庭を支える支援体制や、家庭のニーズに合った保育サービスの必要性が浮き彫りになりました。

第3期計画ではこれらを踏まえ、以下の2つの課題の解消に取り組み、こどもが健やかに成長し、家庭が安心して育児に取り組むことができる支援体制の確立を目指します。

【課題1】教育・保育サービスの多様化・充実化

本村は共働き世帯が多く、特に女性就業率の向上など本村の保育ニーズは年々増加し高い割合にあります。その中で、共働き世帯の多くが経済的な理由で就業している状況となっているため、保育、教育に対する経済的不安の払しょくや、安心して働きながら子育てのできる環境構築の充実が更に求められます。

また、個々のライフスタイルも多様化し、それに伴い利用者が求める保育ニーズに対応するサービス、十分に利用できるサービスの提供が求められます。

【課題2】「孤育て」環境の解消

近年、本村においても核家族化が急激に進み、移住・定住推進施策等により、他自治体からの転入者も増えています。それに伴い、自身の親族に子育ての協力を得ることが難しい世帯も増加しており、地域における子育ての充実を望む声も出ているため、すべての世帯が安心して子育てができるよう、今後も村全体で子育てを支援できる相談体制の強化や、子育て環境の整備等が更に求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本方針

第3期計画における基本理念は、

「みんなで育て みんなで支える 誰もが安心して子育てのできる「ゆがわむら」」
とします。

また、基本理念に沿って、子ども・子育て支援施策を推進するために、「こども」・「家庭」・「地域」の視点から、以下のとおり3つの基本方針を設定します。

基本方針 1	こどもの笑顔を育む支援の充実 妊娠・出産・子育て期において身体的、精神的に大きな負担のかかる母子に対して切れ目ない支援を行うとともに、こどもがすくすくとした育ちに繋がる取組みを進めます。
基本方針 2	子育て家庭を支える環境の整備 子育てを行う家庭の多様なライフスタイルに応じた支援サービスを提供します。また、子育て期においても親が不安なく働くことができる環境整備を進めます。
基本方針 3	村民が支え合う子育て環境の充実 家庭やこどもが周りの方からの支援を気軽に受けながら子育てできる環境づくりを進めることで子育て家庭の孤立を防ぎ、こどもの安全・安心を守るむらづくりを進めます。

みんなで育て みんなで支える
誰もが安心して子育てのできる
「 ゆ が わ む ら 」

基本方針1	こどもの笑顔を育む支援の充実
基本方針2	子育て家庭を支える環境の整備
基本方針3	村民が支え合う子育て環境の充実

2 計画の体系

基本理念及び3つの基本方針のもとに、8つの基本施策を設定します。

基本理念	基本方針	基本施策
みんなが安心して子育てのできる「ゆがわむら」	1 こどもの笑顔を育む支援の充実	1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援 2 こどもの健康増進 3 特別な配慮を要するこども・家庭への支援
	2 子育て家庭を支える環境の整備	4 多様な子育て支援サービスの充実 5 こどもの居場所づくり 6 子育て世帯のための経済的な支援
	3 村民が支え合う子育て環境の充実	7 地域で子育てを応援する体制づくり 8 こどもの安全・安心を守るむらづくり

第4章 各種子育て施策の展開

各基本方針、基本施策に基づき、次に掲げる各種事業を展開します。

※◎は国が定める基本方針において年度ごとの事業量、ニーズ量の見込みを定める事項に関する事業
※●は村独自の取組み事業

基本方針1 こどもの笑顔を育む支援の充実

【基本施策1】「妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援」に係る事業
【全9事業（新規2・継続7）】

1	事業名	●不妊治療支援事業
継続事業	事業概要	不妊治療や不妊症検査に要した費用に対して、県助成金の2分の1を助成します。
2	事業名	◎妊産婦健康診査事業
継続事業	事業概要	妊娠中に15回、産後に2回の健康診査を県内の医療機関・助産所で受けるための助成を行います。
3	事業名	◎妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
新規事業	事業概要	妊婦を対象に、産前産後期間の妊娠による心身の負担軽減を目的として、給付金を支給します。 1回目:妊婦1人当たり5万円 2回目:妊娠している胎児1人当たり5万円 ※令和6年度までは「出産・子育て応援給付金事業」で実施
4	事業名	◎利用者支援事業
新規事業	事業概要	こどもや保護者、妊産婦に対し、子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 (令和7年度に設置予定の「こども家庭センター」において、「こども家庭センター型」の事業の開始を目指します。)
5	事業名	両親学級事業
継続事業	事業概要	つむぐ学級 妊娠、出産、子育てに関する講義や沐浴の実技指導等を行います。
6	事業名	子ども医療費助成事業
継続事業	事業概要	18歳までの児童に係る医療費を全額助成します。

7	事業名	未熟児養育医療給付制度
継続事業	事業概要	病院や診療所での治療・療育が必要な未熟児に対して、その治療・養育にかかる医療費の一部を助成します。(国)

8	事業名	◎産後ケア事業
継続事業	事業概要	出産後の母親の心身のケアや育児サポートのため、医療機関や助産所等の施設において、宿泊または日帰りにより、育児指導、母体の身体疲労回復促進等のケアを行います。

9	事業名	◎養育支援訪問事業
継続事業	事業概要	養育支援が特に必要な家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し、保護者の育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【基本施策2】「こどもの健康増進」に係る事業 【全5事業（継続5）】

10	事業名	新生児聴覚検査費用助成事業
継続事業	事業概要	先天性聴覚障がいの早期発見・療育を図るために、すべての新生児を対象に、新生児聴覚検査費用の助成を行います。

11	事業名	◎乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
継続事業	事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、状況把握と相談支援を行います。(◎子育て世帯訪問支援事業)

12	事業名	●予防接種事業
継続事業	事業概要	こどもがかかりやすい感染症等の予防接種を行います。村では、法に定めのない任意の予防接種費用に対しても一部助成しています。

13	事業名	◎乳幼児健康診査事業
継続事業	事業概要	こどもの発育や発達、健康状態を定期的に確認するとともに、保護者が医師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職に相談できる機会を提供します。

14	事業名	母子健康相談事業
継続事業	事業概要	保健師・助産師・管理栄養士などの専門職による育児相談を随時行っています。

【基本施策3】「特別な配慮を要するこども・家庭への支援」に係る事業
【全6事業（継続6）】

15	事業名	医療費助成制度(重度心身障がい者)
継続事業	事業概要	重度心身障がい者の方の医療費の自己負担額を給付します(所得制限あり)。
16	事業名	障がい児に対する手当等
継続事業	事業概要	・<u>特別児童扶養手当</u> 精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童を家庭において養育している方に対して手当を支給します(所得制限あり)。 ・<u>障害児福祉手当</u> 重度の障がいがあるため、日常生活について常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に対して手当を支給します(所得制限あり)。 ・<u>特別支援教育就学奨励費</u> 村立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。 ・<u>自立支援医療費助成(育成医療)</u> 18歳未満の障がい児及び将来障がいを残すと認められる児童に対し、障がいの軽減や機能の回復を図るために必要な医療費の助成を行います(所得制限あり)。
17	事業名	障がい児通所サービスの充実
継続事業	事業概要	・<u>障害児通所支援事業</u> 障がいのある児童を対象に、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。 ・<u>障害者等日中一時支援事業</u> 在宅の障がい児(者)を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい児等の日中における活動の場の確保、家族の就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
18	事業名	障がい児保育の支援
継続事業	事業概要	障がい等により特別な支援が必要な乳幼児に対し、公立教育・保育施設において、保育士等を加配することにより、適切な保育を実施し、その他の乳幼児と相互の健全な育成を促進します。
19	事業名	●特別支援アドバイザーの配置
継続事業	事業概要	村教育委員会に特別支援アドバイザーを配置し、様々な特性のあるお子さんが、自分に合った学びができるように、就学に関しての相談や支援の方法などの教育相談を実施しています。
20	事業名	●教育支援員の配置
継続事業	事業概要	各小中学校へ教育支援員を配置し、支援が必要な児童生徒に生活や学習面の支援や介助を行っています。

基本方針2

子育て家庭を支える環境の整備

【基本施策4】「多様な子育てサービスの充実」に係る事業

【全10事業（新規3・継続7※再掲1）】

※再掲	事業名	◎乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）
継続事業	事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、状況把握と相談支援を行います。（◎子育て世帯訪問支援事業）

21	事業名	◎親子関係形成支援事業
新規事業	事業概要	親子関係に不安のある保護者及び児童に、ペアレント・トレーニング等の講座を実施し、保護者同士の情報交換ができる場を提供します。

22	事業名	◎乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
新規事業	事業概要	保育所等に入所していない生後6か月以上から満3歳未満の乳幼児を対象として、就労要件を問わず月一定時間まで通園支援を行います。

23	事業名	◎一時預かり事業（認可保育所）
継続事業	事業概要	保護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭保育が困難な場合に、就学前の健康な幼児を対象に、認可保育所において一時預かり事業を行います。

24	事業名	◎預かり保育事業（幼稚園）
継続事業	事業概要	子育て支援の充実を図るため、幼稚園に在籍する幼児を対象に、教育標準時間終了後に預かり保育を行います。

25	事業名	子育てのための施設等利用給付
継続事業	事業概要	満3歳未満の非課税世帯及び満3歳から5歳児までの児童を対象に、認可外保育や預かり保育（幼稚園等）などの利用料を補助します。

26	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
継続事業	事業概要	母子・父子世帯を対象とし、就学資金等の貸付けへの支援や就労に向けた自立を支援します。また母子寡婦団体への支援を行います。

27	事業名	保育施設等の整備促進
継続事業	事業概要	公立保育所の増改築、施設設備の更新等により、保育ニーズの受け皿整備を促進します。

28	事業名	児童遊び場整備費補助金
継続事業	事業概要	集落の遊び場(児童公園等)における遊具及び安全施設等の設置・修繕・撤去に関する費用の一部に対して助成を行います。

29	事業名	子育て支援拠点施設整備事業
新規事業	事業概要	子育て支援に係る拠点施設として、新たに「複合施設」等の整備を検討していきます。

【基本施策5】「こどもの居場所づくり」に係る事業

【全3事業（新規1・継続2）】

30	事業名	◎地域子育て支援拠点事業
新規事業	事業概要	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。(こども家庭センター型)

31	事業名	◎放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
継続事業	事業概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供します。

32	事業名	校内スペシャルサポートルーム
継続事業	事業概要	村内中学校にスペシャルサポートルーム(個別学習室)を設置し、不登校生徒や教室に行くことが困難な生徒に対する居場所を確保するとともに、個別学習や社会的自立に向けた支援を行います。

【基本施策6】「子育て世帯のための経済的な支援」に係る事業

【全10事業（新規1※再掲1・継続9）】

※再掲	事業名	◎妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業(再掲)
新規事業	事業概要	妊婦を対象に、産前産後期間の妊娠による心身の負担軽減を目的として、給付金を支給します。 1回目:妊婦1人当たり5万円 2回目:妊娠している胎児1人当たり5万円

33	事業名	児童手当
継続事業	事業概要	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している親等に手当を支給します。
34	事業名	特別児童扶養手当
継続事業	事業概要	精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童を家庭において養育している方に対して手当を支給します(所得制限あり)。
35	事業名	●湯川村'未来の宝'子育て支援事業
継続事業	事業概要	次代を担う子供の誕生を祝福するとともに、その健やかな成長を願い、'未来の宝'子育て支援金を支給します。 (出産祝い金及び就学祝い金としてそれぞれ5万円を支給)
36	事業名	●湯川村子育て応援在宅育児支援金
継続事業	事業概要	特に子育ての負担が大きい生後6ヶ月超え、満3歳未満児の育児を在宅で行っている世帯(生活保護世帯を除く)に対し、手当(月額5,000円)を支給します。
37	事業名	●保育料無料化
継続事業	事業概要	子育て世帯の経済的支援と産み育てやすい環境を図ることを目的として、村立保育所の保育料無料化を実施します。
38	事業名	●学校給食無償化
継続事業	事業概要	子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、村内の小中学校の学校給食費の無償化を実施します。
39	事業名	就学奨励事業
継続事業	事業概要	・就学援助費 経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助します。 ・特別支援教育就学奨励費(再掲) 村立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒保護者を対象に、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。
40	事業名	ひとり親家庭医療費助成事業
継続事業	事業概要	入院・外来時の自己負担金および食事療養標準負担額を村独自で助成します。 ※ひとり親家庭の父母は、県の設定する所得制限を超える場合、医療費の助成を受けることができません。
41	事業名	ひとり親世帯への支援
継続事業	事業概要	・児童扶養手当 ひとり親家庭等の方に対して手当を支給します。 ●交通遺児奨励金 遺児を養育している父・母・父母に代わる養育者に対して交通遺児等1人につき奨励金5万円を支給します。

基本方針3

村民が支え合う子育て環境の充実

【基本施策7】「地域で子育てを応援する体制づくり」に係る事業

【全4事業（新規2※再掲2・継続2）】

※再掲	事業名	◎地域子育て支援拠点事業(再掲)
新規事業	事業概要	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。(こども家庭センター型)

※再掲	事業名	◎親子関係形成支援事業(再掲)
新規事業	事業概要	親子関係に不安のある保護者及び児童に、ペアレント・トレーニング等の講座を実施し、保護者同士の情報交換ができる場を提供します。

42	事業名	湯川村青少年育成村民会議
継続事業	事業概要	青少年の健全な育成を図るため、家庭・学校・地域社会が一体となりこどもたちの成長や活動を支援します。 ・少年の主張作文コンクール ・ここがふるさと作文コンクール表彰

43	事業名	読書推進事業
継続事業	事業概要	・乳児に絵本の読み聞かせを行うブックスタートや小学生のためのお話し会、読書講演会、ボランティア養成講座などを行い、読書を通じて育児を支援します。 ・小学校において、図書ボランティアによる小学生に対する読み聞かせと図書室の整備を実施します。 ・図書司書を配置し、各小中学校図書室の紹介や図書室の整備等を行います。 ・小中学生の読書習慣の促進のため、「読書奨励賞」を設けています。

【基本施策8】「こどもの安心・安全を守るむらづくり」に係る事業

【全3事業（新規1・継続2）】

44	事業名	こどもを守るネットワーク機能強化事業(児童虐待防止対策事業)
新規事業	事業概要	要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関と連携して児童の安全確保に努めます。また、家庭や学校等において、こどもが健やかに安心して育つことができるよう、保護者や関係機関等への相談助言を行う家庭児童相談を実施するほか、子育て支援や児童虐待防止に関する啓発活動を行います。

45	事業名	ヤングケアラーへの支援
継続事業	事業概要	アンケート調査等により、支援が必要なこどもを早期に発見し、関係機関で連携して支援を行います。

46	事業名	交通安全・防犯教育の推進
継続事業	事業概要	保育所、幼稚園、小中学校、児童クラブ等での交通安全・防犯教室を開催します。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みの算出にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

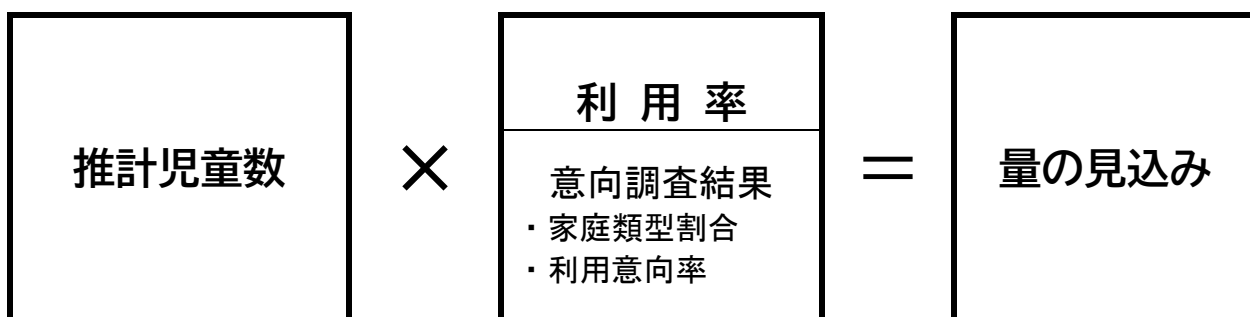
教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定めています。本村においては、東西に約4キロメートル、南北に約4キロメートルとコンパクトな地形であり、地域の枠を超えて施設や事業が利用されている現状を考慮し、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには、村内全域での調整・確保が必要と考えています。

したがって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業について、提供区分を村内で分割することはせず、これまでどおり村全体を一つの区域として設定、各事業の量の見込と確保方策等を計画します。

(2) 量の見込みの考え方

国の基本指針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むとされています。

本村においても、令和7年1月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」の結果及び国が示す「子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方」等をもとに、各年度当初における量の見込みを設定しました。



(3) 人口推計

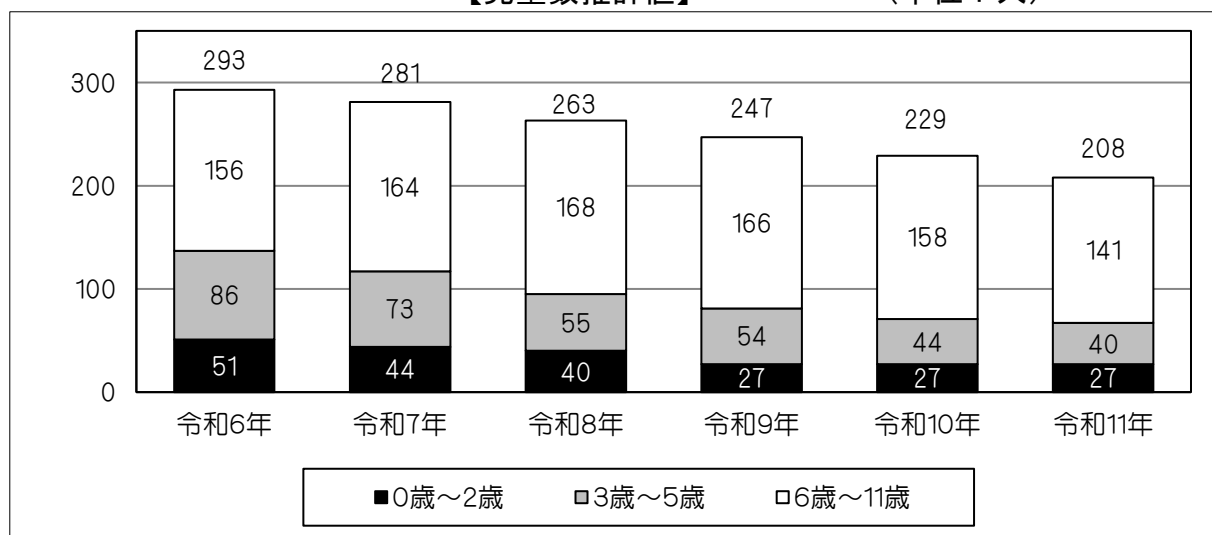
本計画の対象となる児童数（0歳～11歳）の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データを用いて、計画の最終年度である令和11年度までの推計を行いました。

全年齢において児童数は減少傾向が見込まれ、令和11年では208人と見込まれます。

年齢区分別にみると、令和11年における0～5歳の就学前児童数は67人（令和6年比70人減）、6～11歳の小学生は141人（令和6年比15人減）と見込んでおります。

【児童数推計値】

(単位：人)



【児童数実績値と推計値】

(単位：人)

年 度 年 齢	実 績 値					推 計 値				
	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	2028年 令和10年	2029年 令和11年
0～5歳合計	161	164	159	139	137	117	95	81	71	67
0歳	26	19	18	13	18	9	9	9	9	9
1～2歳	53	62	49	37	33	35	31	18	18	18
3～5歳	82	83	92	89	86	73	55	54	44	40
6～11歳合計	172	163	162	162	156	164	168	166	158	141
6～8歳	80	73	80	81	86	85	86	82	73	55
9～11歳	92	90	82	81	70	79	82	84	85	86
全体合計	333	327	321	301	293	281	263	247	229	208

※資料：住民基本台帳を基に本村で作成

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前のこどもの教育・保育を担う施設として、以下の施設（事業）が位置づけられています。

教育・保育 施設	幼稚園	すべての3～5歳児を対象として幼児教育を行う施設
	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園・保育所の機能を併せ持つ施設
地 域 型 保育事業	小規模保育事業	6～19人の0～2歳児を対象に保育を行う事業
	家庭的保育事業	0～2歳児の5人以下の少人数を対象に、保育者の居宅等において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業が設置し、主に従業員のこどもへの保育を行う施設
	居宅訪問型保育事業	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

また、教育・保育給付認定は、こどもの年齢と保育の必要性によって下表のとおり3種類の認定区分に分けられます。

なお、認定区分によって利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	年齢	利用区分	保育の必要性	利用できる施設及び事業
1号認定	満3歳以上	教育標準時間	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定		保育標準時間 保育短時間	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満			保育所 認定こども園 地域型保育事業

【利用状況】

第2期計画期間（令和2年度～6年度）においては、全区分（教育・保育ニーズ）で、認定者数を上回る利用定員を確保することができました。

第3期計画期間においても、量の見込みを賄う適切な事業量を確保するとともに、多様化する家庭やこどものニーズに合わせた対応ができるよう、幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実、小学校への円滑な接続に向けた幼児教育・保育施設と小学校との連携強化などにより、幼児教育・保育の更なる質の向上を図ります。

（各年度末現在・単位：人）

区分・年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (幼稚園等) 3～5歳 利用者数	84	80	88	87	79
2号認定 (保育所等) 3～5歳 利用者数	0	0	0	0	2
3号認定 (保育所等) 0歳 利用者数	22	17	13	14	18
3号認定 (保育所等) 1・2歳 利用者数	41	52	44	38	27

【量の見込みと確保方策】

1号認定（教育ニーズ）及び2号・3号認定（保育ニーズ）については、待機児童は発生していません。今後もニーズは減少傾向であるため、必要な事業量は確保できる見込みです。

なお、就労する保護者のニーズに応えるべく、村内の幼稚園において、引き続き預かり保育事業を利用しながら在園できるような提供体制の確保を図っていきます。

今後とも保育ニーズの充足に向け適切な施設整備、維持管理を推進し、受け皿の確保を図っていきます。

区分・年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（幼稚園認定） 1号	3～5歳	量の見込み	69	52	49	39	36
		確保方策	105	105	105	105	105
		過不足	36	53	56	66	69
（保育所認定） 2号	3～5歳	量の見込み	2	2	1	1	1
		確保方策	5	5	5	5	5
		過不足	3	3	4	4	4
（保育所認定） 3号	0歳	量の見込み	8	10	10	10	10
		確保方策	25	25	25	25	25
		過不足	17	15	15	15	15
（保育所認定） 3号	1・2歳	量の見込み	32	27	18	20	20
		確保方策	56	56	56	56	56
		過不足	24	29	38	36	36

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去５年間（令和２年～令和６年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行い、確保の内容を踏まえ調整を行いました。

また、令和４年児童福祉法改正により３事業、令和６年子ども・子育て支援法改正により３事業が新たに追加されたため、本村においても関係機関の協力を得ながら計画的に実施できるよう検討していきます。

【地域子ども・子育て支援事業対象事業一覧】

事業No.	事業名称		摘要
①	利用者支援事業		継続実施事業
②	時間外保育事業（延長保育）		実施検討事業
③	放課後児童健全育成事業		継続実施事業
④	子育て短期支援事業		実施検討事業
⑤	地域子育て支援拠点事業		継続実施事業
⑥	一時預かり事業		継続実施事業
⑦	病児病後児保育事業		実施検討事業
⑧	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		実施検討事業
⑨	妊婦一般健康診査		継続実施事業
⑩	乳児家庭全戸訪問事業		継続実施事業
⑪	養育支援訪問事業		継続実施事業
⑫	物品の購入等に係る助成事業		実施検討事業
⑬	多様な主体の参入促進事業		実施検討事業
⑭	子育て世帯訪問支援事業	児童福祉法の改正による新規３事業	実施検討事業
⑮	児童育成支援拠点事業		実施検討事業
⑯	親子関係形成支援事業		新規実施事業
⑰	妊婦等包括相談支援事業	子ども・子育て支援法の改正による新規３事業	新規実施事業
⑱	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		新規実施事業
⑲	産後ケア事業の提供体制の整備		継続実施事業

① 利用者支援事業		継続実施
事業の概要	児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や相談、助言のほか、関係機関との連絡、調整を行う事業です。 本村では、平成 30 年に、村保健センター内に「湯川村子育て世代包括支援センター」を開設し保健師により対応しています。 また、今後、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育てに係る資源・サービス等について、情報提供をするだけの場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携及び調整、地域課題の把握など、多様なニーズに対し調整・対応できる体制の強化を図ります。	
確保の考え	令和 7 年度に予定する「こども家庭センター」の設置後において、こども家庭センター型の事業の開始を目指します。 （「こども家庭センター型」とは、妊娠婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う型式です。）	

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策(施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

② 時間外保育事業（延長保育）		実施検討
事業の概要	保育所等において、通常の利用日や利用時間以外に児童の保育を行う事業です。	
確保の考え	現在まで実施しておらず、第 3 期計画においても事業量は見込んでおりませんが、今後ニーズが発生することを十分に考慮し、事業の実施について引き続き検討していきます。	

③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）		継続実施
事業の概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 【令和6年度利用状況】（4月1日時点） 1年20名、2年23名、3年17名、4年15名、5年16名、6年1名 計92名 ※ユースピアゆがわ内（2か所）で実施	
確保の考え	第3期計画においても、引き続き保護者のニーズに対応できるよう、事業を実施していきます。	

【量の見込みと確保方策】

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量 の 見 込 み	小 1	25人	24人	20人	14人	8人
	小 2	20人	24人	23人	19人	13人
	小 3	27人	23人	26人	25人	21人
	小 4	17人	20人	17人	19人	19人
	小 5	11人	14人	16人	14人	16人
	小 6	8人	8人	7人	8人	7人
量の見込み計		108人	111人	109人	99人	84人
確保 方策	定員数	108人	111人	109人	99人	84人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		実施検討
事業の概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	
確保の考え	現在まで実施しておらず、第3期計画においても事業量は見込んでおりませんが、今後ニーズが発生することを十分に考慮し、事業の実施について引き続き検討していきます。	

⑤ 地域子育て支援拠点事業		継続実施
事業の概要	こども家庭センター（保健センター）等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。 本村では、平成 30 年度から、村保健センター内に「湯川村子育て世代包括支援センター」を設置しており、関係機関とも連携し、親子が利用できる交流スペースの確保やイベント等を実施しています。 母子健康手帳の交付から乳幼児健康診査、育児相談等、親子が地域で孤立しないための交流機会確保や相談支援の充実を図ります。	
確保の考え	今後は、令和 7 年度に予定する「こども家庭センター」の設置後において、こども家庭センター型の事業の開始を目指します。	

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(利用回数・人/日)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保方策(利用人数)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保方策(施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑥ 一時預かり事業		継続実施
事業の概要	幼稚園に在籍している児童を対象に保育時間終了後に保育を行います。ゆがわ幼稚園 1 か所において実施をしています。	
確保の考え	事業の性質上、定員の設定はないことから、これまでの利用実績を踏まえ、従来と同程度の事業量を見込んでおり、必要な提供体制は確保できる見通しです。	

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(利用延人数/年)	18,560 人	13,630 人	12,760 人	9,860 人	8,990 人
確保方策(利用人数)	18,560 人	13,630 人	12,760 人	9,860 人	8,990 人
確保方策(施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑦ 病児保育事業		実施検討
事業の概要	病気が回復期に至らない症状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中に家庭で保育ができない児童を、保育園や病院等に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かる事業です。	
確保の考え	本村においては対象となる施設がないため、現在実施はしていませんが、今後のニーズを踏まえ、事業を実施できる体制を検討していきます。	

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		実施検討
事業の概要	乳幼児や小学生等のこどもを持つ保護者、こどもの預かり等の援助を受けたい依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	
確保の考え	本村においては実施していませんが、今後ニーズが発生すること十分に考慮し、引き続き、事業の実施について検討していきます。	

⑨ 妊産婦健康診査事業		継続事業
事業の概要	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に受診券を配布し、妊娠中に 15 回、産後に 2 回の健康診査を県内の医療機関・助産所で受けるための助成を行います。	
確保の考え	事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでおり、引き続き福島県医師会等と連携して医療機関等における受診機会の提供及び促進を図ります。	

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(利用延人数／年)	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
確保方策（利用人数）	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
確保方策（施設数）	指定医療機関	指定医療機関	指定医療機関	指定医療機関	指定医療機関

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業		継続事業
事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、親子の状況把握を行うとともに、子育てに関する情報提供や養育相談などの支援を行います。	
確保の考え	すべての家庭への訪問を実施する体制を確保します。また、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとして適切なサービスの提供につなげていきます。	

【量の見込みと確保方策】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(利用延人数／年)	16人	16人	16人	16人	16人
確保方策(利用人数)	16人	16人	16人	16人	16人
確保方策(実施体制)	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名

⑪ 養育支援訪問事業		継続実施
事業の概要	養育支援が特に必要な家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し、保護者の育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。	
確保の考え	利用実績を踏まえ、今後も子育てに困難を抱える家庭が一定数いることが予測されるため、子育てに支援が必要な家庭に適切な対応が図られるよう、必要な実施体制の確保を図ります。	

【量の見込みと確保方策】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(利用延人数／年)	8人	8人	8人	8人	8人
確保方策(利用人数)	8人	8人	8人	8人	8人
確保方策(実施体制)	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名	保健師1名 助産師1名

⑫ 物品の購入等に係る助成事業		実施検討
事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	
確保の考え	現在実施しておらず、第3期計画においても事業量は見込んでおりませんが、今後ニーズが発生することも考慮し、引き続き、事業の実施について検討していきます。	

⑬ 多様な事業者の参入促進事業		実施検討
事業の概要	教育・保育需要に沿った教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るため、多様な事業者の新規参入を支援する事業です。	
確保の考え	現在実施しておらず、第3期計画においても事業量は見込んでおりませんが、今後ニーズが発生することも考慮し、引き続き、事業の実施について検討していきます。	

⑭ 子育て世帯訪問支援事業		実施検討
事業の概要	令和7年度より新たに開始される事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。	
確保の考え	現在まで「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を行っていますが、今後のニーズを踏まえて、更に範囲を広げ、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援の方法を検討していきます。	

⑮ 児童育成支援拠点事業		実施検討
事業の概要	令和7年度より新たに開始される事業で、養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。	
確保の考え	現在対応できる体制が整備されていないため、今後の対応について関係機関と検討していきます。	

⑯ 親子関係形成支援事業		新規実施
事業の概要	令和7年度より新たに開始される事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	
確保の考え	本村では、現時点で体制が整備されていないため、関係機関と連携しながら、近隣市町村との広域的な取組を推進するなど、今後の体制整備に努めます。	

【量の見込みと確保方策】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑰ 妊婦等包括相談支援事業		新規実施
事業の概要	令和7年度より新たに開始される事業で、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。 本村では、伴走型相談支援と出産・子育て応援交付金による経済的支援を一体的に実施し、保健師との面談等により情報提供や相談等を実施しています。 母子との面談等を早期に実施することで、利用ニーズを的確に把握し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な情報の提供や相談支援に取り組み、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。	
確保の考え	令和7年度に予定する「こども家庭センター」の設置後においては、こども家庭センター型の事業の開始を目指します。	

【量の見込みと確保方策】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(利用人数)	16人	16人	16人	16人	16人
確保方策(利用人数)	16人	16人	16人	16人	16人

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		新規実施
事業の概要	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設が令和7年度から予定されています。	
確保の考え	令和8年度からは全自治体での実施が位置づけられているため、利用ニーズや保護者の働き方などを踏まえ、事業の実施に向けた体制整備に取り組めます。	

【量の見込みと確保方策】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(利用人数)	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策(利用人数)	10人	10人	10人	10人	10人

⑲ 産後ケア事業の提供体制の整備		継続実施
事業の概要	令和6年度までは、「母子保健医療対策総合支援事業」として実施しており、令和7年度より新たな事業として開始される事業です。 産後1年未満の母子を対象に、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。	
確保の考え	本村では既に同事業を実施しており、引き続き、利用ニーズを把握しながら、出産期からの切れ目ない支援を実施していきます。	

【量の見込みと確保方策】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策(利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、すべての村民がこどもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

そのため、本村では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、多くの村民が参画し、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画期間中は、今後設置する「湯川村子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や村民、各種団体・関係機関などと連携して、計画の進行を管理していきます。

また、計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、実施事業の成果指標を設定した上で、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

更に5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

資 料 編

1 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定検討会議設置要綱

(制 定) 平成 26 年湯川村告示第 40 号
(一部改正) 令和 2 年 湯川村告示第 31 号
令和 5 年 湯川村告示第 44 号
令和 7 年 湯川村告示第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、湯川村子ども・子育て支援事業計画策定検討会議（以下「会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援事業計画の策定及び進行管理に係る調査及び審議に関すること。
- (2) その他村長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 会議は、村長が委嘱する委員 12 名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）の代表者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をすることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定検討会議委員名簿

No	氏 名	職 名 等	備 考
1	会 長 鈴木 美紀子	湯川村主任児童委員	学識経験者 (要綱第3条第2号委員)
2	副会長 兼子 奈緒美	湯川村主任児童委員	学識経験者 (要綱第3条第2号委員)
3	委 員 鈴木 将 浩	笈川小学校保護者代表	保護者の代表 (要綱第3条第1号委員)
4	委 員 小 林 健 太	勝常小学校保護者代表	保護者の代表 (要綱第3条第1号委員)
5	委 員 鈴木 善 光	湯川村保育所保護者代表	保護者の代表 (要綱第3条第1号委員)
6	委 員 常法寺 裕貴	ゆがわ幼稚園保護者代表	保護者の代表 (要綱第3条第1号委員)
7	委 員 清 水 美 佳	ゆがわ幼稚園長	関係行政機関の職員 (要綱第3条第3号委員)
8	委 員 岡 本 聰 恵	湯川村保育所長	関係行政機関の職員 (要綱第3条第3号委員)
【 事 務 局 】			
1	大 塚 孝 司	住民課長	
2	二 瓶 隆	住民課福祉係長	
3	木 村 杏 香	住民課福祉係主事	
4	佐 竹 由 季	住民課保健センター保健技師	
5	長 嶺 奈美子	教育委員会学校教育係主任主査	
6	小 野 絵 里	教育委員会学校教育係主査	

3 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定経過

期 日	実 施 項 目	実 施 内 容 等
令和7年1月31日 ～ 令和7年2月19日 (20日間)	子ども・子育てに関する ニーズ調査	・ 湯川本村在住（R7.1.1 現在）の 未就学児、就学児（0歳から小学 6年生）の保護者全員（全216名 （171世帯））に対し「子ども・ 子育てに関するニーズ調査」を 実施（有効回答率47.7%）
令和7年3月25日	湯川村子ども・子育て支援 事業計画策定検討会議	・ 村長より「第3期湯川村子ども・ 子育て支援事業計画（案）」の諮 問を実施 ・ 「第3期湯川村子ども・子育て支 援事業計画（案）」の検証及び本 計画に対する意見、答申内容等 の決定
令和7年3月28日	湯川村子ども・子育て支援 事業計画策定検討会議に おける本計画（案）答申 及び本計画の決定	・ 策定検討会議会長より村長へ対 して、「第3期湯川村子ども・子 育て支援事業計画（案）」に対す る答申 ・ 「第3期湯川村子ども・子育て支 援事業計画」の決定・発行

第3期 湯川村子ども・子育て支援事業計画

発 行 日 : 令和7年3月

編集・発行 : 湯川村 住民課

住 所 : 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地

T E L : 0241-27-8810 (住民課)

Eメール : fukushi@vill.yugawa.lg.jp